

成田浄化センター整備・運営事業

落札者決定基準

令和4年8月

成田浄化センター整備事業者選定委員会

目 次

1	落札者決定の流れ	1
	(1) 落札者決定基準の位置づけ	1
	(2) 落札者決定の手順	2
2	資格審査の方法	5
3	総合評価の方法	5
	技術評価及び価格評価により総合的に評価を行う。	5
	(1) 評価の配点	5
	(2) 技術提案図書の確認（基礎審査）	5
	(3) 提案書に関するヒアリング	5
	(4) 技術提案書等の技術評価	6
	(5) 技術提案書等の得点化	8
	(6) 開札及び入札価格の確認	9
	(7) 入札価格の定量化評価	9
	(8) 総合評価値の算定方法	10

1 落札者決定の流れ

(1) 落札者決定基準の位置づけ

成田市（以下「本市」という。）が実施する「成田浄化センター整備・運営事業」（以下「本事業」という。）では、市内で発生するし尿・浄化槽汚泥の他に、農業集落排水汚泥を有機性廃棄物として受入れ、国の環境基準や県条例、成田市の排出基準が遵守できる処理施設を設計・建設するとともに、施設供用開始後の適切な運営・維持管理を求めている。

このため、受託者の選定に当たっては、設計・建設、運営・維持管理等の実績に基づく技術提案内容、事業計画等、計画の妥当性、確実性、価格面等の各面から評価を行い落札者を決定する総合評価方式（総合評価一般競争入札）を採用している。

この落札者決定基準（以下「本書」という。）は、落札者を決定するに当たって、要求水準書等の内容を踏まえ、入札参加者から提出された入札書類等を客観的に評価する基準及び方法等を示すものである。

(2) 落札者決定の手順

本事業における落札者の決定は、図1に示すように、第1段階の「資格審査」、第2段階の「総合評価」の2段階で実施する。

第1段階 資格審査

ア 本市は、入札参加資格審査申請書等の提出書類により、入札説明書に記載した参加資格要件を満たしているかを確認する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

第2段階 総合評価

【技術評価】

ア 技術提案書の基礎審査

選定委員会は、技術提案書等が、基礎審査項目を満たしているか等の審査を行う。書面により不備を指摘してもなお、基礎審査項目を満たさない入札参加者は失格とする。

イ 技術提案書等のヒアリング及び技術評価

選定委員会は、技術提案書等の提案内容を審査及び評価するため、基礎審査を通過した入札参加者に対しヒアリングを実施し、評価項目に対して技術評価を行う。

ウ 技術提案書等の得点化

選定委員会は、技術提案書等について、落札者決定基準に示す得点化方法に従って技術評価点を決定する。

【価格評価】

ア 入札価格の確認

本市は、入札書に記載された入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えていないことを確認する。この結果、入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

イ 入札価格の得点化

選定委員会は、入札価格について、落札者決定基準に示す得点化方法に従って価格評価点を決定する。

【総合評価値の算定】

選定委員会は、技術評価点及び価格評価点における得点を合計し、総合評価値を算定する。

【最優秀提案者の選定】

選定委員会は、総合評価値が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。なお、総合評価点が最も高い入札参加者が2者以上ある場合は、該当者によるくじ引きにより、落札者を決定する。

【落札者の決定】

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

なお、落札者を決定した後、速やかにホームページに公表するとともに、その結果を各代表企業に通知する。

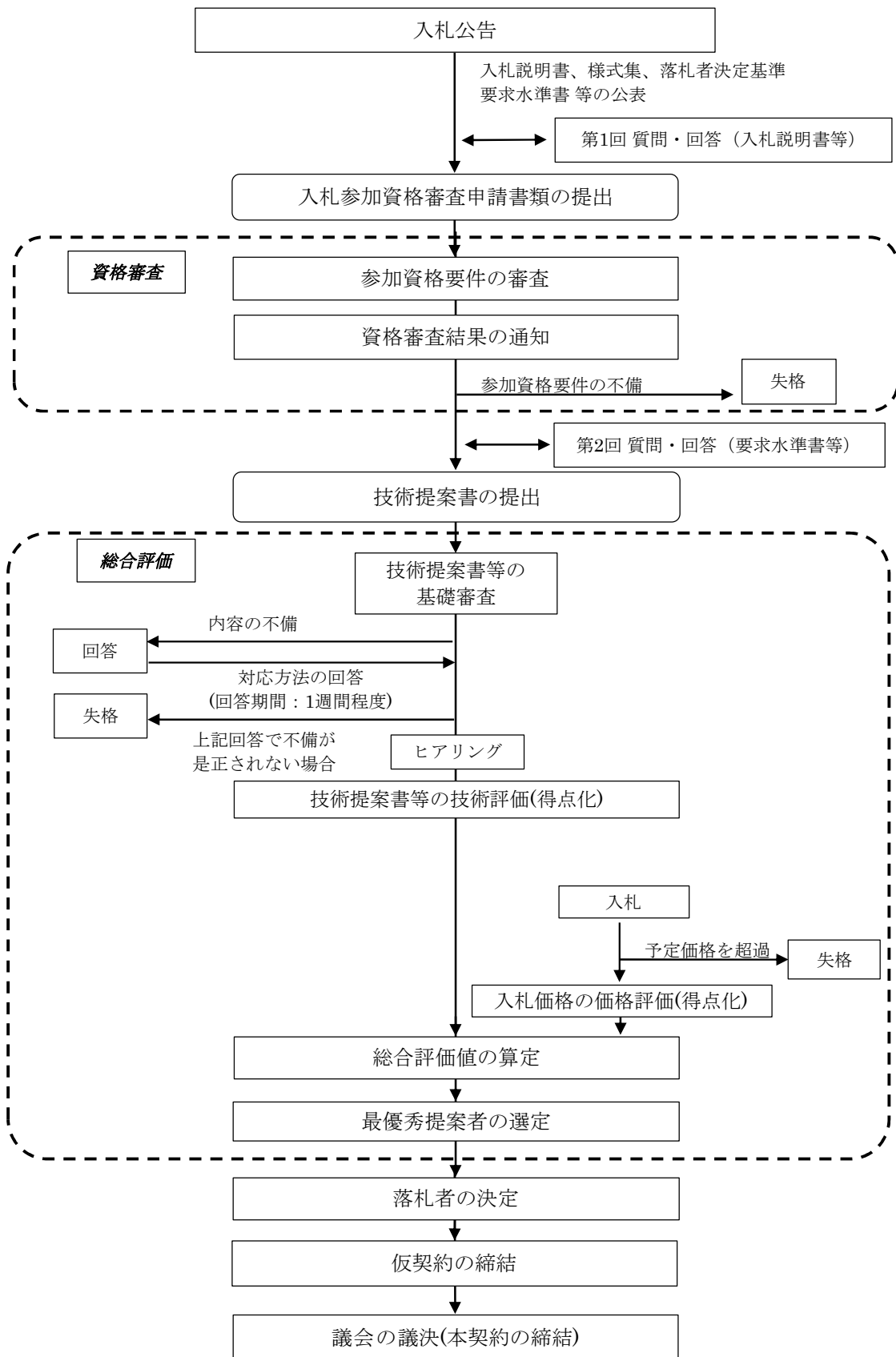


図1 契約締結までの流れ

2 資格審査の方法

入札参加者資格審査申請書等の提出書類により、入札説明書に記載の入札参加者の参加資格要件を満たしているかを確認する。

参加資格要件の資格審査基準日は、入札参加資格審査申請書の提出期限日とする。

なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

3 総合評価の方法

技術評価及び価格評価により総合的に評価を行う。

(1) 評価の配点

総合評価を行ううえでの技術評価点及び価格評価点の配点は次のとおりとする。

表1 評価の配点

項目	配点
技術評価点	60点
価格評価点	40点

(2) 技術提案図書の確認（基礎審査）

提出された提案書類について、次に掲げる基礎審査項目の内容を審査する。

ア 技術提案書等の内容が、要求水準書等に示す水準を満たしていること。

イ 技術提案書等の内容が、入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件に違反していないこと。

ウ 技術提案書等全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間に矛盾等がないこと。

(3) 提案書に関するヒアリング

選定委員会は、提案書の評価を行うにあたり、入札参加者に対し、ヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、入札参加者独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する。

ヒアリングの開催要領の詳細は、後日指示する。

(4) 技術提案書等の技術評価

提出された技術提案書について、次の項目を評価する。

ア 全体（基本的事項）

- ① 事業方針、処理システム
- ② 公害防止対策
- ③ 地球環境保全
- ④ 安全性、災害対策

イ 設計・建設業務

- ① 全体計画
- ② 機器配置、室内動線等
- ③ 施工
- ④ 安全対策
- ⑤ 地域貢献

ウ 運営・維持管理業務

- ① 運営・管理体制
- ② 運転・管理方法
- ③ 施設保全
- ④ 見学者対応
- ⑤ 地域貢献

本市が提示する募集要項（入札説明書、要求水準書、様式集、落札者決定基準、基本協定書（案）、業務契約書（案）等）により提案された技術提案書の評価項目及び配点を表2に示す。

表2 技術提案書の評価項目及び配点

分類	評価項目	評価の視点	配点 (案)
【全体】 基本的 事項	事業方針 処理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の事業実施方針に適合しているか。 ・事業実施上の配慮・工夫、処理システムの特徴、量的質的変動への対応等が提案されているか。 	4
	公害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境への負荷低減にあたり、騒音、振動、悪臭についての具体的提案がされているか。 	4
	地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が宣言したゼロカーボンシティに対する提案がされているか。 ・省資源、省エネルギー対策が盛り込まれているか。 ・SDGsの考え方がされているか。 	5
	安全性、 災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、豪雨等自然災害等への対策、企業としての取組み(BCP)が提案されているか。 ・災害時における市・地域との協働等具体的計画案が提示されているか。 	4
	小計		
【設計・建設 業務】	全体計画	<ul style="list-style-type: none"> ・全体配置計画(諸室配置、車両動線、敷地の有効利用、意匠等)について、効率的な配置、安全への配慮等が提案されているか。 	5
	機器配置、 室内動線 等	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員の作業スペースや動線、吉倉管理組合への配慮、安全性、ユニバーサルデザイン等が提案されているか。 	4
	施工	<ul style="list-style-type: none"> ・工事実施体制は適切か。 ・既存施設の運転に配慮した計画が提案されているか。 	5
	安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中の具体的安全対策が提案されているか。 	3
	地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・建設工事に関して、市内・県内企業等との協力・連携や地域経済への貢献等が考えられているか。 	5
小計			22
【運転・維持管理 業務】	運営・管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安定稼動を継続する適切な運営・管理体制が提案されているか。 ・業務の効率化、構成企業によるサポート体制等、SPCによる安定的な長期収支計画が提案されているか。 	4
	運転・管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な施設の運転管理方法、リスク管理、セルフモニタリング等が提案され、質の高いサービス提供としているか。 ・各種データのデジタル化、運転員の人材教育等について提案されているか。 	5
	施設保全	<ul style="list-style-type: none"> ・施設は30年以上使用することを念頭に、各設備の適切な保全方法が提案されているか。 ・事業期間終了前の施設保全計画が提案されているか。 	5
	見学者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学者への案内、説明コンテンツ、安全確保等について、本市への協力内容が具体的に計画されているか。 	2
	地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・運転・維持管理期間を通じた地域経済への貢献(地元雇用、地元企業との取引)等が考えられているか。 	5
小計			21
技術評価点 計			60

本事業における技術評価点の評価項目及び配点は、受託者の創意工夫のある提案を期待する度合いにより設定している。

(5) 技術提案書等の得点化

ア 技術提案に関する得点化方法

各評価項目ごとに、次に示す5段階評価を行い、得点化する。

表3 技術提案書の評価判断基準

評価	判断基準	配点率
A	提案内容が非常に優れており、かつ、その効果が期待できる。	配点×1.00
B	提案内容が優れており、かつ、その効果が期待できる。	配点×0.75
C	提案内容の効果が期待できる。	配点×0.50
D	提案内容の効果がある程度期待できる	配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	配点×0.00

イ 算定式①により、各評価項目の評価点を算出する。各評価項目の配点に、判断基準のAからEまでの5段階の配点率を乗じて評価点とする。(点数は小数点以下第2位を四捨五入した値とする。)

算定式①【各評価項目の評価点の算定式】	
$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{各評価項目の評価点} \end{array} \right)$	$= \frac{\text{各委員 (各評価項目配点} \times \text{評価) の合計}}{\text{選定委員会委員の人数 (〇名)}}$

(6) 開札及び入札価格の確認

提出された入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、超えている場合は失格とする。

なお、入札価格の確認のための開札は、技術提案書等の技術審査終了後、入札説明書に定めた方法により実施し、入札価格が予定価格を超えていない入札のみ入札価格の得点化を行うこととする。

(7) 入札価格の定量化評価

入札参加者の入札価格について、次の算定式②により価格評価点を算出する。価格評価点は小数点以下を切り捨てた値とする。

ア 提案上限額を設ける。

イ 査定率を設ける。

ウ 提案上限額に査定率を乗じたものを基準額と設定する。

エ 定量化限度額を設ける。

本市が設定する定量化限度額以下の価格提示者は、提示金額にかかわらず、価格評価点を満点（40点）とする。

なお、定量化限度額は、「成田市低入札価格調査制度実施要綱」に基づく調査基準価格と同様の算出方法とする。

また、「成田市低入札価格調査制度失格基準」に基づく低入札価格による失格基準も設ける。

予 定 価 格：後日公表

算定式②【価格評価点の算定式】

<基本的条件>

- ・ 提案上限額を設ける。（提案上限額を20点とする。）－A
- ・ 査定率を設ける。（査定率は非公表とする。）－B
- ・ 提案上限額×査定率を基準額とする。－C
- ・ 定量化限度額を設ける。
- ・ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に鑑み、低入札価格失格基準を設ける。

(1) 入札価格 ≤ 定量化限度額である場合

価格評価点 = 満点（40点）

(2) それ以外の価格提示額である場合

価格評価点 = 配点（40点）－ {(入札価格－C) × (20 ÷ (A－C))}

(8) 総合評価値の算定方法

「(5) 技術提案書等の得点化」及び「(7) 入札価格の価格調査」により算出した各入札参加者の評価点から、次の算定式③により、各入札参加者の総合評価値を算出する。

また、総合評価値の最も高い提案書を最優秀提案者として選定する。

算定式③【総合評価値の算定式】		
(当該入札参加者の 総合評価値)	=	(当該入札参加者の 技術評価点) + (当該入札参加者の 価格評価点)